

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針

改正後	改正前
<p>2. 入所判定対象者の選定について</p> <p>(1) 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は要介護2の方の特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められる者とする。<u>また、地域の実情等を踏まえ、各自治体において必要と認める事情があれば、それも考慮すること。</u></p> <p>12. 附則</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) この指針は令和5年11月16日より施行する。</u></p>	<p>2. 入所判定対象者の選定について</p> <p>(1) 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は要介護2の方の特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められる者とする。</p> <p>12. 附則</p> <p>(1)～(4) 略</p>